

令和8年度一般廃棄物処理実施計画

十日町市

令和8年度一般廃棄物処理実施計画

1 目的

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び十日町市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 計画区域 十日町市全域（十日町、川西、松代、中里、松之山地域）

4 ごみ処理実施計画

(1) ごみ（家庭系＋事業系）

（単位：t）

区 分		令和6年度 処理量（実績）	令和7年度 処理量（実績）	令和8年度 処理量（見込み）
燃やすごみ		11,692	11,874	11,574
埋立てごみ		632	597	582
資 源 ご み	紙類	1,474	1,391	1,356
	鉄・アルミ類	258	245	239
	ペットボトル	195	189	185
	びん類	308	301	293
	プラスチック類	395	403	392
	古着類	21	26	25
	生ごみ（川西）	261	238	231
	その他	24	20	19
資源ごみ計		2,936	2,813	2,740
合 計		15,260	15,284	14,896

(2) 廃棄物の分別及び排出方法

家庭系ごみについては「令和8年度ごみ収集カレンダー」を作成し、処理区域内の全世帯に配付し、ごみの分別及び収集日の周知徹底を図る。

◎家庭系ごみ

区分	収集回数	主な種類	指定袋	収集方法	
燃やすごみ	週2回	生ごみ、衣類、紙おむつ、ビニール袋、皮革製品、塩素系漂白剤容器、ラップ、木の枝、歯ブラシ、生花、ゴム製品	燃やすごみ用指定袋	ステーション	
埋立てごみ	月1回	食器類、板ガラス、傘、樹脂製波板、灯油ポリタンク、カセット、CD、スキー、ラジオ、おもちゃ類、扇風機、掃除機、炊飯器など ※リチウムイオン電池が取り外せないもの（充電式小型家電）	埋立てごみ用指定袋 ※Bと指定袋に表記して、他の埋立てごみと混ぜないこと	ステーション	
危険・有害物	月1回	乾電池（ボタン電池含む）、水銀入り体温計、水銀入り血圧計、廃蛍光管、リチウムイオン電池、使い捨てライター類	指定袋なし（透明ビニール袋に入れてください）	ステーション	
資源ごみ	紙類	月2回程度	A群：新聞・チラシ、段ボール、牛乳パック、ジュースパック（アルミ箔なし） B群：雑誌、紙箱、その他の紙類	指定袋なし（種類別に十文字に紙ひもで結んでください）	ステーション
		ペットボトル	月2回程度	飲料用、酒類用、醤油用	

資源 ごみ	プラスチック類	月4回程度	食品用トレイ（納豆は除く）、発泡スチロール製のカップ麺容器、プラスチック製袋・ラベル類、発泡スチロール、緩衝材、卵ケース、菓子類の仕切り、果物の透明ケース、シャンプーなどの洗剤容器（塩素系漂白剤容器・ポンプは除く）、ハンガー、ポリバケツ、定規、箸箱など	指定袋なし （収集カゴに入れてください）	ステーション
	ガラスびん	月1回程度	飲食用びん、調味料用びん、ワンカップ、薬びん、アルコール飲料用びん	指定袋なし （3色に分けて収集カゴに入れてください）	ステーション
	金属類	月2回程度	ストーブ、ガスコンロ、ファンヒーター、なべ類、フライパン、スチール家具、スノーダンプ、スプレー缶、空き缶、自転車、一輪車など	指定袋なし （収集カゴに入らないものはそばに置いてください）	ステーション
	古着（衣類）	—	再利用可能な古着（衣類） （下着類は除く）	指定袋なし （回収用の容器に入れてください）	直接搬入
	生ごみ	週3回	川西有機センターたい肥用家庭生ごみ	指定袋なし （回収ボックスに入れてください）	ステーション
	その他	—	食用油、小型家電食器等	指定袋なし （直接搬入し、指定された日に回収用ボックス（容器）に入れてください）	直接搬入

可燃性粗大ごみ	畳、木材（長さ2.0m・太さ9cm以下）机、 いす、たんす、食器棚など	直接搬入
家電4品目	冷蔵（凍）庫、洗濯機（乾燥機含む）、 テレビ（液晶、プラズマ含む）、エアコン	電気店 購入店
処理できな いもの	有害性のあるもの	農薬、劇薬、化学薬品など
	危険性・引火性のある もの	火薬、プロパンガス等各種ボンベ、消火 器、ドラム缶、ホームタンク、ガソリン、 灯油、重油、石炭、タービン油、各種エ ンジン油、塗料、その他燃料油脂類など
処理困難な もの	ピアノ、自動車及び部品、自動二輪車（原付含む）、耐火金庫、石 灯籠、温水器（ソーラー型含む）、庭石、物置、プレハブハウス、 廃タイヤ、ホイール、バッテリー、燃え殻、各種肥料、大型油圧 ジャッキ、便器、耕運機、トラクター、脱穀機、もみすり機、田 植え機、砕土機、農業用ビニール、ビニールハウス、建設機械、 工作機械、製材木工機械、繊維機械、印刷機械、食品加工機械、 各種モーター、各種ポンプ、コピー機、ショーケース、ディスプ レイラック、自動販売機、除湿機（コンプレッサー式、ハイブリ ッド式）、染料、工事用原材料、加工用原材料、生産設備、生産物 （農産物含む）、医療機械器具、化学畳、塩ビ管、ポリ管など	

事業系ごみについては家庭系ごみの分別方法に準じて、事業者自らが適正に処理するよう周知徹底を図る。

◎事業系ごみ

種 類	排出方法	収集運搬方法	処理方法
事業活動 に伴って 発生する 一般廃棄 物	事業者が自 ら廃棄物処 理施設に搬 入する場合		焼却、埋立て 及び資源化
	一般廃棄物 収集運搬許 可業者が搬 入する場合	一般廃棄物収集 運搬許可業者と の契約に基づき 排出	

◎小動物の死体

種 類	排出方法	収集運搬方法	処理方法
犬・猫等小動物の死体	袋か段ボールに入れて密封して排出	直接搬入	焼却

*お骨はお返しできません。

(3) 収集運搬及び処理

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	委託収集 自己搬入	エコクリーンセンター 及び資源ごみ再生処理 委託業者	<ul style="list-style-type: none"> ・海老最終処分場 ・津南地域衛生施設組合一般廃棄物最終処分場 ・メルティクいわき(株)(資源化)
事業系ごみ	自己搬入 許可業者		

*海老最終処分場：焼却残渣 1,271 t 不燃残渣 525 t

*津南地域衛生施設組合一般廃棄物最終処分場（津南町）：焼却残渣 200 t

*メルティクいわき(株)（いわき市）：焼却残渣 50 t

(4) 収集計画

収集計画は、燃やすごみは毎週2回、埋立てごみは月1回、資源ごみは品目により月1回から4回の割合で計画し、「ごみ収集カレンダー」を作成し処理区域内全戸配付する。

(5) クリーンステーション（箇所数）

地域	十日町	川西	松代	中里	松之山	合計
数	783	85	77	92	71	1,108

(6) 処理施設の概要

◎焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力	設置者
エコクリーンセンター	十日町市高田町6丁目9 15番地2	135 t / 日 (67.5 t / 24h × 2 炉)	十日町市

◎最終処分場

施設名	所在地	埋立容量	設置者
海老最終処分場	十日町市海老字北田1944番地	34,000 m ³	十日町市

(7) 市民に対する広報・啓発

◎分別によるごみ減量及びリサイクル促進について

- ①「令和8年度ごみ収集カレンダー」を作成し、処理区域内の全世帯に配布する。
- ②十日町市のホームページに環境衛生に関する記事を掲載し、情報提供を行う。
- ③十日町市の広報誌に随時関連情報を掲載し、また必要に応じ町内回覧文書等により普及啓発を行う。
- ④一般市民、生徒、児童の環境学習の場を充実するため、施設見学を積極的に受け入れるなど情報提供を行い、また出前講座への講師を派遣するなどして、環境意識の向上を図る。
- ⑤令和4年度に「家庭ごみの分け方・出し方便利帳」を刷新し、全世帯に配布。併せて、ごみカレンダー機能を有したスマートフォン用の「ごみ分別アプリ」の更新を行った。これらによりごみ分別の徹底をはかり、ごみの減量化を推進する。

5 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画人口

単位：(人)

地 域 区 分	十日町	川西	松代	中里	松之山	合 計
下 水 道 人 口	26,902	3,570	1,243	3,663	830	36,208
農集施設人口	3,507	1,482	196			5,185
合併浄化槽人口	932	161	494	403	403	2,393
単独浄化槽人口	1,046	62	286	141	183	1,718
汲取り収集人口	981	83	289	348	131	1,832
自家処理人口	0	0	0	0	0	0
合 計	33,368	5,358	2,508	4,555	1,547	47,336

(2) 一般廃棄物の計画処理量

地 域 名	計 画 処 理 量 (kl/年)		
	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
十日町	1,220	3,877	5,097
川西	81	1,435	1,516

松代	306	970	1,276
中里	405	720	1,125
松之山	190	853	1,043
合計	2,202	7,855	10,057

(3) 一般廃棄物の処理主体

区分 種別	収集・運搬		中間処理	最終処分
	し尿	十日町市		十日町市し尿前処理センター (前処理後下水道処理センターに圧送)
委託		(株)十日町環境 (株)中央清掃		
浄化槽汚泥	許可	(株)十日町環境 (株)中央清掃	十日町市し尿前処理センター (前処理後下水道処理センターに圧送)	十日町市下水処理センターで処理

(4) 処理計画

区分 種別	収集・運搬		中間処理		埋立処分
	収集区域	収集量 (kℓ)	処理量 (kℓ)	残渣 (t)	処理量 (kℓ)
し尿	十日町市全域	2,202	2,202	(焼却前のし渣) 3	0
浄化槽汚泥	十日町市全域	7,855	7,855		
合計		10,057	10,057	3	0

※十日町市し尿前処理センターで前処理後、十日町市下水処理センターで処理

(5) 収集・運搬の概要

種別	区分		処理主体	収集区域	収集回数	収集方法
	種別	区分				
し尿	委託	(株)十日町環境	十日町地域 川西地域 松代地域	3回/年 冬季は随時	定期収集 及び 申込み	
		(株)中央清掃	中里地域 松之山地域			
	許可 (仮設トイレ)	(株)十日町環境	十日町地域 川西地域 松代地域	随時	申込み	
		(株)中央清掃	中里地域 松之山地域			
浄化槽汚泥	許可	(株)十日町環境	十日町地域 川西地域 松代地域	管理基準に よる	各戸収集	
		(株)中央清掃	中里地域 松之山地域			

(6) 中間処理施設の概要

施設名称	十日町市し尿前処理センター
処理主体	十日町市全域
所在地	十日町市西本町三丁目 688 番地
処理方式	希釈方式
処理能力	49 kℓ/日
処理量	45 kℓ/日
残渣量	3 t/年

(7) 市民に対する広報・啓発

- ①市報、市のホームページ等を活用して、し尿、浄化槽汚泥の適正処理等を含む生活環境の保全等について情報提供を行い、環境衛生の意識向上を図る
- ②「令和8年度し尿定期収集カレンダー」を作成し、処理区域内の同意書を提出した家庭のみに配布する。